

教義第1348号  
平成22年2月24日

各教育局長 様

学校教育局義務教育課長  
学校教育局高校教育課長  
学校教育局特別支援教育課長  
教育職員局参事

入学式・卒業式における国旗・国歌の適切な実施について（通知）

このことについては、これまでも、我が国の国旗・国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗・国歌も同様に尊重する態度を育てるという観点から、学習指導要領の趣旨を踏まえた適切な実施に努めていただいているところです。

先般、北海道教職員組合の資料において、「道教委は北教組の要求に応じて、国旗・国歌の実施にかかわる交渉を行い、日の丸・君が代の取扱いについて、『学校現場を混乱させない』『処分をもって強制しない』『共通理解のもと実施する』など本部・本庁間確認を遵守するよう道教委を厳しく追及し、『これまでの取り扱いを変えるものではない』との道教委回答を引き出した」と記述されていることが明らかとなったところですが、この記述は明らかに事実と反するものであり、北海道教職員組合に対して厳重に抗議したところです。

国旗・国歌の取扱いについては交渉事項とはならないものであり、北海道教職員組合との交渉の事実もありませんので、市町村教育委員会や道立学校に対し、北海道教職員組合からの交渉の申し入れなどに惑わされることなく、各学校において、学習指導要領に基づいて、次のとおり、国旗・国歌の指導が適切に行われるよう指導願います。

#### 記

- 1 国旗は、出席者の目に触れる場所に自然な形で掲揚すること
- 2 国歌は、教育課程に適切に位置付け子どもの発達の段階に応じた指導を行い、式の中で実際に歌唱されるよう指導すること
- 3 直接子どもの指導に当たる教職員が国歌斉唱時に起立することは社会通念上当然のことであること

学校教育局義務教育課  
義務教育指導グループ  
TEL 011-204-5771(内線35-771)